

パブリックコメント募集要領

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱(平成20年総行応第39号)及び定住自立圏形成協定に基づき、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取り組み等を明らかにするものです。2022(令和4)年4月に伊賀市、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村の4市町村で第2期伊賀城和定住自立圏共生ビジョンが策定されましたが、令和6年10月に本市が連携自治体として加わったことに伴い、第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)を作成しましたので、パブリックコメント制度に基づき、公表します。これについて、下記要領により意見を募集します。

1. 案 件 第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)

2. 募集期間 令和7年5月23日(金)～令和7年6月23日(月)

3. 閲覧資料 第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)の概要について
第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)

4. 閲覧場所

- ・ 市のホームページ(<http://www.city.nabari.lg.jp>)
- ・ 担当室…総合企画政策室(市役所2階)
- ・ 各地区市民センター
- ・ 広報シティプロモーション推進室(市役所2階)
- ・ 市役所案内(市役所1階)

5. 意見の提出方法

令和7年6月23日(月)(必着)までに、下記の項目を記入の上、電子メール、ファクス、郵便または持参にてご意見をお寄せください。

<記入項目(必須)>

【件 名】「第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)」に関する意見とご記入ください。

【氏 名】

【住 所】

【電話番号】

【ご意見】・意見箇所(素案のどの部分についての意見かを明記してください。)

・意見内容

6. 意見の処理方法

- (1) 提出された意見などを考慮して協定内容等の意思決定を行い、最終案を公表します。
- (2) 提出された意見と、それに対する市の考え方を公表します。
- (3) 提出された意見などに対し、個別の回答は行いません。

7. 意見の提出先

なばりの未来創造部 総合企画政策室

【電子メールの場合】 kikaku@city.nabari.lg.jp 【ファクスの場合】 0595-61-0815

【郵便・持参提出の場合】 〒518-0492 名張市鴻之台1-1・市役所2階

なばりの未来創造部 広報シティプロモーション推進室

【電子メールの場合】 info@city.nabari.lg.jp 【ファクスの場合】 0595-61-0815

【郵便・持参提出の場合】 〒518-0492 名張市鴻之台1-1・市役所2階

8. 問い合わせ先

- ・ 第2期 伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン(変更案)に関すること
なばりの未来創造部 総合企画政策室

T E L : 0595-63-7389 F A X : 0595-61-0815

- ・ パブリックコメント制度に関すること

なばりの未来創造部 広報シティプロモーション推進室

T E L : 0595-63-7402 F A X : 0595-61-0815